

報道関係者 各位

令和3年2月15日
全国健康保険協会 愛知支部

▶全国健康保険協会 愛知支部は、
愛知県民の約3人に1人が加入する医療保険者です。

令和3年度保険料率が決定しました

愛知支部の健康保険料率は9.91%、介護保険料率は1.80%に変更になります

中小零細企業の従業員とその扶養家族が加入する全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）の令和3年度の健康保険料率は全国平均10.00%と据え置きとなります。健康保険料率は支部によって異なり、協会けんぽ愛知支部は9.91%に変更となります。支部毎の詳細は以下のとおりです。また、介護保険料率（40～64歳以下）については全国一律1.80%に変更となります。（令和3年2月3日付け厚生労働大臣認可）
なお、上記健康保険料率および介護保険料率は令和3年3月分（4月納付分）より適用となります。

都道府県単位保険料率

北海道	10.45%	石川県	10.11%	岡山県	10.18%
青森県	9.96%	福井県	9.98%	広島県	10.04%
岩手県	9.74%	山梨県	9.79%	山口県	10.22%
宮城県	10.01%	長野県	9.71%	徳島県	10.29%
秋田県	10.16%	岐阜県	9.83%	香川県	10.28%
山形県	10.03%	静岡県	9.72%	愛媛県	10.22%
福島県	9.64%	愛知県	9.91%	高知県	10.17%
茨城県	9.74%	三重県	9.81%	福岡県	10.22%
栃木県	9.87%	滋賀県	9.78%	佐賀県	10.68%
群馬県	9.66%	京都府	10.06%	長崎県	10.26%
埼玉県	9.80%	大阪府	10.29%	熊本県	10.29%
千葉県	9.79%	兵庫県	10.24%	大分県	10.30%
東京都	9.84%	奈良県	10.00%	宮崎県	9.83%
神奈川県	9.99%	和歌山県	10.11%	鹿児島県	10.36%
新潟県	9.50%	鳥取県	9.97%	沖縄県	9.95%
富山県	9.59%	島根県	10.03%		



協会けんぽの財政状況

協会けんぽの財政は、協会けんぽ加入事業所の約8割が中小零細企業であることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にあります。また、医療費の支出の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であることに加えて、協会けんぽの支出の約4割を占める高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することも踏まえると、財政状況はさらに厳しくなると思われます。このことから、協会けんぽでは、中長期的な観点から保険料率を設定することとしています。

都道府県単位保険料率設定の仕組み

各都道府県支部の保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため、健康診断・健康サポート（特定保健指導）による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、その都道府県の医療費を下げることであれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

健康保険料率の伸びを抑えるための協会けんぽの取組

① 健診や健康サポート（特定保健指導）の受診勧奨

加入者の皆様が健康診断や健康サポート（特定保健指導）を受けていただくことにより、加入者自身の疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善が可能となるとともに、不断の健康づくりが将来の医療費の削減にもつながります。また、事業主の方から協会けんぽに定期健診（事業者健診）の結果を提供いただくことで、協会けんぽから事業所への健康づくりの支援が一層進みます。

② 事業所と取り組む健康づくり（コラボヘルス）

協会けんぽは、各事業所における従業員の健康状況や課題を、「ヘルスアップ通信簿」により見える化し、お知らせしています。また、「健康宣言」を行った事業所に対しては、従業員の健康づくりに役立つサポートを行っています。

③ ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック（後発）医薬品を使った場合、加入者の薬代の負担軽減と医療費の抑制が可能になることから、協会けんぽではその普及を推進しています。具体的には、現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額を加入者にお知らせする取組等を実施しています。

協会けんぽ愛知支部の今後の取組

協会けんぽ愛知支部は引き続き、健康診断や健康サポート（特定保健指導）の受診していただけるよう加入者様や事業所様に勧奨するほか、コラボヘルスの推進やジェネリック医薬品の使用促進に取り組めます。